

岐阜県青少年美術展事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県青少年美術展（以下「県展」という。）の青年部及び少年部を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県展の青年部及び少年部は、広く県内から作品を公募し、最優秀賞及び優秀賞、入選の作品を一般に公開することにより、本県美術の普及と創造的表現力の開発を図ることを目的に開催する。

(主催)

第3条 県展の青年部及び少年部は、岐阜県が主催する。

(部門)

第4条 青年部の部門及び少年部の部門は、次のとおりとする。

部	部門
青年部	絵画部門、デザイン部門、立体造形部門、書道部門、写真部門
少年部	絵画・デザイン部門、書写部門

(出品)

第5条 青年部に出品できる者は、年齢が開催年度4月1日現在満15歳以上満18歳未満の者で、県内の高等学校・特別支援学校高等部に在籍する者又は県内に在住する者とする。

2 少年部に出品できる者は、年齢が開催年度4月1日現在満3歳以上満15歳未満の者で、県内の小学校・中学校、義務教育学校、特別支援学校小学部・中学部、幼稚園・保育所（園）・こども園に在籍する者又は県内に在住する者とする。

3 自作未発表のものに限り、出品できるものとする。ただし、過去に公募展に応募し、入賞又は入選に決定されていない作品は出品できるものとする。

4 前項の場合において、少年部では、校内展、園（所）内展、市町村又は郡美術展にのみ出品した作品は、出品できるものとする。

(運営協議会)

第6条 県展の事業を推進し、円滑な運営を図るため、岐阜県青少年美術展運営協議会（以下「運営協議会」という。）を開催する。

- 2 運営協議会委員（以下「委員」という。）の構成は、別表に掲げる者で10人以内とする。
- 3 委員は、県展青年部及び少年部の企画、運営等について意見を述べることができる。
- 4 運営協議会開催の都度、委員の互選により座長を選出する。
- 5 座長は、運営協議会を進行する。

（入賞、入選等）

第7条 県展青年部及び少年部の入賞、入選等は、次のとおりとする。

部	入賞、入選等
青年部	最優秀賞、優秀賞、入選
少年部	最優秀賞、優秀賞、入選、準入選

- 2 少年部においては、地区ごとの県事務（岐阜地区においては文化創造課）が選定した作品の中から最優秀賞及び優秀賞、入選の作品を決定する。
- 3 前項の場合において、最優秀賞又は優秀賞、入選に決定されなかった作品は準入選とする。
- 4 第5条の規定により出品できない作品は、入賞、入選等の決定後であっても当該入賞、入選等を取り消す。

（選定委員会）

第8条 最優秀賞及び優秀賞、入選の作品選定について意見を聴くため、青年部及び少年部ごとに選定委員会を開催する。

- 2 青年部選定委員会委員（以下「選定委員」という。）は、部門ごとに6名以内とし、高等学校文化連盟から推薦を受けた者の中から事務局が選任する。
- 3 少年部選定委員は、部門ごとに11名以内とし、各教育事務所から推薦を受けた者の中から事務局が選任する。
- 4 知事は、選定委員の意見を聴いて部門ごとに最優秀賞及び優秀賞、入選の作品を決定する。

（事務局）

第9条 事務局は、文化創造課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、県展青年部及び少年部の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県美術展青年部・少年部開催要綱及び岐阜県美術展青年部・少年部運営協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条第2項関係）

岐阜県高等学校文化連盟美術・工芸専門部長

岐阜県高等学校文化連盟書道専門部長

岐阜県高等学校文化連盟写真専門部長

岐阜県小学校図画工作科部会長又は副会長

岐阜県中学校美術部会長又は副会長

岐阜県小学校国語科研究部会長又は副会長

岐阜県美術館副館長

岐阜県公立幼稚園長会長

岐阜県私立幼稚園連合会長

岐阜県高等学校文化連盟会長